

岡 情 審 査 第 4 4 号

平成 1 8 年 6 月 2 3 日

岡山市代表監査委員 広瀬慶隆様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 山 口 和 秀

岡山市情報公開条例第 1 6 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 7 年 1 0 月 2 8 日付け岡監第 4 8 2 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

岡山市職員措置請求書補正通知に係る伺関連文書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第 1 . 審査会の結論

岡山市監査委員（以下「実施機関」という。）が非開示とした本件公文書については、公務員以外の個人の氏名及び住所の部分を除いて開示すべきである。

第 2 . 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成 17 年 9 月 12 日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求を行った。

2 それに対して、実施機関は、同年 9 月 27 日付けで、本件公文書中の個人の氏名及び住所については、条例第 5 条第 1 号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）に該当することを理由に、また、本件公文書については、条例第 5 条第 3 号に規定する審議、検討又は協議に関する情報（以下「審議・検討・協議情報」という。）に該当することを理由に、非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、審議・検討・協議情報に該当しなくなる期日を同年 10 月 29 日と示した。

3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年 10 月 17 日付けで、本件処分の取消しを求めることを内容とする、本件異議申立てを行った。

4 それに対して、実施機関は、同年 10 月 28 日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第 16 条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第 3 . 実施機関及び申立人の主張の要旨

実施機関及び申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 実施機関の主張要旨

条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）該当性について

住民監査請求において、監査結果は、内部における自由な意見交換、十分な資料収集に基づく調査、審議及び検討を積み重ねることにより意思形成に至るものであるから、監査結果の公表の前に本件公文書を公開することは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

申立人から開示請求のあった平成17年9月12日の時点では、本件公文書に関連した住民監査請求事案(以下「監査請求事案」という。)について合議機関である監査委員の意思決定はなされておらず、本件公文書中には、起案者職氏名等が記載されていることから、これを公にした場合、外部からの干渉等により、自由闊達な審議・検討ができなくなるだけでなく、将来にわたり抑止的な効果が働く結果、市長から独立した行政機関である監査委員の適切かつ責任ある意思形成ができなくなる危険性が高いため、条例第5条第3号の審議・検討・協議情報に該当すると判断した。

なお、平成17年10月29日以降は、個人情報を除いて開示可能な文書である。

2 申立人の主張要旨

(1) 条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）該当性について

ア 実施機関は、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張するが、「不当に」や「おそれ」については、非開示規定が濫用されることを避けるための条件として設けられているものであり、より慎重な判断が求められる。

すなわち、「不当に」とは、審議・検討・協議情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることの利益と非開示にすることによる利益を比較衡量して、公にすることの公益性を考慮しても、なお、適正な意思決定の確保等への支障が、看過しえない程度のものであ

る場合を意味し、その場合にのみ非開示とする合理的理由が認められるのであり、また、「おそれ」についても、単なる抽象的、観念的な可能性ではならず、事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生ずる具体的かつ客観的かつ法的保護に値する程度の蓋然性が要求され、そうした「おそれ」の存在は実施機関が個別具体的に立証すべきものである。

本件公文書については、こうした「不当に」及び「おそれ」の要件を満たしておらず、立証もされていない。

イ 監査委員が監査請求事案の審理に着手したのは、平成17年9月20日であるが、補正命令日は同年9月5日、本件公文書である補正命令起案文書に対する開示請求日は同年9月12日であり、いずれも監査請求事案審理着手前の事項別処理案件に属し、要件審理としての補正命令に係る事案処理手続は終了している文書である。

したがって、本件公文書は、その開示によって「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるということとはできず、条例第5条第3号の審議・検討・協議情報には該当せず、当然に開示すべきものである。

(2) 条例第5条第1号該当性について

当該情報が公務員の職務の遂行に係る情報である場合は、条例第5条第1号ウの規定に基づき、「当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については開示すべきである。

(3) 理由付記について

上述したように、「おそれ」等の存在について個別具体的に立証することなく、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を非開示理由とする実施機関の主張は、条例第10条第1項に規定された理由付記の要件をも満たしていない。

第4．審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求のために提出された、平成17年8月29日付け岡山市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の補正を監査請求人に対して求める通知に係る伺関連文書であって、起案票、通知文案、書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）及び配達証明書を内容とするものである。

2 条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）該当性について

(1) 条例第5条第3号は、「本市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」等があるものを非開示情報として規定している。

(2) 実施機関は、本件公文書について開示請求のあった平成17年9月12日の時点では、監査請求事案について、合議機関である監査委員の意思決定はなされておらず、起案者職氏名の掲載された本件公文書が開示されると、外部からの干渉により、自由闊達な審議・検討ができなくなるだけでなく、将来にわたり抑止的な効果が働くことになり、市長から独立した機関である監査委員の適切かつ責任ある意思形成ができなくなる危険性があり、したがって、審議・検討・協議情報に該当するとして本件公文書を全部非開示とした。

(3) しかしながら、本件公文書は、監査請求事案に係る具体的な事案の監査そのものではなく、要件審査の段階において、措置請求書の補正を求める内容の通知に係る伺関連文書である。この補正の内容及びこ

れを監査請求人に通知することについては、本件公文書である伺によって監査委員はすでに同年9月5日に意思決定し、かつ、通知を発送している。そして、実施機関は、同年9月27日の非開示決定までには、配達証明により当該通知が相手方に到達したことをも確認していたはずである。

措置請求書の補正の必要性を監査請求人に知らせるといふ当該通知の目的は、当該通知が監査請求人に到達した時点ですでに完了しており、この通知に係る本件公文書が開示されたとしても、実施機関が主張するように、今後補正がなされることによって開始されるであろう監査請求事案についての審理について、外部からの干渉により、自由闊達な審議・検討が不当に妨げられるおそれがあるとか、将来にわたり抑止的な効果が働き、市長から独立した機関である監査委員の適切かつ責任ある意思形成ができなくなる危険性があるとは、到底考えられない。

- (4) 以上により、申立人の主張する「不当に」及び「おそれ」の要件や理由付記のあり方が妥当か否かの判断に踏み込むまでもなく、実施機関が、条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）に該当することを理由として、本件公文書を非開示としたことは妥当ではないと判断する。

3 条例第5条第1号該当性について

実施機関は、本件公文書中の個人の氏名及び住所は、条例第5条第1号の個人情報に該当するとして非開示にしている。実施機関が個人情報に該当するとして非開示にした部分は、公務員の氏名ではなく、監査請求人の氏名及び住所であると認められ、個人情報に該当するため、非開示が妥当であると判断する。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5．審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年10月28日	諮問書の收受
平成17年11月22日	実施機関側意見書の收受
平成17年12月15日	申立人側意見書の收受
平成17年12月19日	審 議
平成18年 1月23日	審 議
平成18年 2月20日	実施機関側及び申立人側口頭意見 陳述並びに審議
平成18年 3月13日	審 議
平成18年 4月17日	審 議
平成18年 5月22日	審 議
平成18年 6月23日	答 申